

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部 宣 男

板橋区 松 崎 参

準 備 書 面 (7)

平成28年3月6日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾



同

高井 信



同

中島 広



同

永里 桂太郎



同

細川 潔



同

本田 麻奈弥



同

山下 優



同

渡邊 彰



第1 「不正」に類する事実指摘による名誉棄損の被告の主張に対する反論

1 はじめに

被告は、以下の「不正」に類する各表現行為について、摘示した事実は公共の利害に関する公益目的を図るものであって、真実である又は真実であると信じるにつき相当な理由があること、ならびに、各摘示事実は、原告の懲戒免職処分に対する記者会見上で配布された資料、懲戒免職処分の理由による合理的な推論に基づく論評であることから、名誉棄損に当たらないなどと主張する（被告準備書面（3）2頁～9頁）。しかし、被告が以下の表現行為で指摘するところの「不正」は事実に基づかないものであるか、誤った評価に基づくものであり、誤った評価をなすことについても合理的な根拠も見いだせない。以下では、各表現行為が、懲戒処分理由に記載のある石川県能登町又は及び静岡県小山町並びにホテル再生事業に関する指摘であるかを分類したうえで、各事項に関する前提事実を述べ、被告の抗弁が認められないことを主張する。

2 対象となる各表現行為

ア 平成26年4月4日 FB（甲1・104頁）

被告は同日FBにおいて以下のとおり投稿した。

『板橋区を懲戒免職されたホテル博士・阿部宣男さんが、「処分は不当」と訴えた記者会見でマスコミに配布した資料を見て驚きました。これでは、「無実の証拠」どころか「犯罪の証拠」です。能登町の公社との契約に「板橋区ホテル生態環境館館長」として捺印していますが、「館長」は単なる通称にすぎず、板橋区にはホテル館「館長」というポストは存在しません。また阿部さんには板橋区を代表して他団体と契約できる権限はありません。館長でもないのに「館長」と偽って契約したのはまるで、詐欺です。』

被告の当該表現行為は、原告が懲戒処分を受けた後の4月3日の記者会見

において配布された資料をもって原告による「犯罪の証拠」であるとし、通称である「館長」を用いて文書に捺印したのは能登町に対する「詐欺」で「犯罪」であり、原告が犯罪者であるとの事実を摘示するものと理解される。

イ 同年4月19日 FB（甲1・89頁）

被告は同日FBにおいて以下のとおり投稿した。

「区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません」

被告による当該表現行為は、懲戒処分理由に記載のある事項のうち、石川県能登町とのやり取りに関して、特定業者に便宜を供与した「不正」があったとの事実を摘示するものと理解される。

ウ 同年5月15日 FB（甲1・54頁）

被告は同日FBにおいて以下のとおり事実を指摘した。

「板橋区ホタル生態環境館（旧・ホタル飼育施設）の元飼育職員（ホタル博士）がかかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。」（下線は原告代理人による。）

被告による当該表現行為は、懲戒処分理由に記載のある事項のうち、静岡県小山町、その他被告において行われたあらゆるホタル再生事業に関して、板橋区の了解なく原告の独断で行われた不正があったとの事実を摘示するものと理解される。

エ 同年6月9日 FB（甲35頁）

被告は同日FBにおいて以下のとおり事実を指摘した。

『板橋区の下職員の阿部宣男さんが、懲戒免職処分を不服として区長を提訴しました。元職員の会見を報じた新聞には「訴状では『区の決定を受けずに

業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は 2010 年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する 09 年 7 月にはこの業者は存在しない、などと主張した」（朝日新聞 6 月 6 日）と書かれています。しかし、09（平成 21）年 7 月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも 3 月の会見でマスコミに配布した資料です。「09 年 7 月に業者は存在しない」というなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われます。もともと、この業者には法人として実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます。』

被告の当該表現行為は、懲戒処分理由に記載のある事項のうち、石川県能登町とのやり取りに関して、原告が、契約書の日付を「偽装」し、能登町を「欺」いた犯罪者であるとの事実を摘示するものと理解される。

以下では、まず、石川県能登町とのやり取り、静岡県小山町とのやり取り及びホテル再生事業に関する実態について主張し、被告の抗弁がいずれも成立しないことについて述べる。

第 2 石川県能登町とのやり取りに関する前提事実

1 原告のクロマルハナバチの研究について

(1) はじめに

原告は、長年に渡ってホテルの累代飼育を手がけ、平成 17 年頃からクロマルハナバチの研究に取り組んだ。かかる研究において得られたクロマルハナバチの飼育・繁殖に関する技術・知見は、以下のとおり、ホテルを飼育するための環境作りに欠かすことのできない重要な意義を有するものであった。

(2) クロマルハナバチの研究を始めた経緯について

平成 17 年頃、原告は、日本の農業現場において輸入セイヨウオオマル

ハナバチが普及している状況を知り、生態系へ及ぼす悪影響を懸念し、日本の在来種であるクロマルハナバチの生態を研究することで日本の農業や生態系に貢献できるのではないかと考えて、高校時代の恩師干場英弘氏（以下「干場氏」という。）や当時明治薬科大学大学院で蜂の研究をしていた綾部斗清氏（以下「綾部氏」という。）と、その研究を始めた。

生態調査を始めたところ、自然界のクロマルハナバチの女王蜂は、河川敷の斜面の土の中で巣を作って越冬することが確認され、その女王蜂が越冬する土を調査してみると、抗菌作用の非常に強いバクテリアが多く繁殖していることが分かった。女王蜂が越冬するために大敵となるのは、カビ、ダニ、ウイルス等であるが、その大敵を寄せ付けないバクテリアが女王蜂の巣の周囲半径約40cmに多く繁殖しており、女王蜂はそれぞれ、ちょうど1m間隔で巣を作っていることが確認された。

その後の調査研究の結果、原告らは、女王蜂が越冬のための巣を作ることで、その周囲の土壤にそのようなバクテリアが繁殖して抗菌性の強い土壤が作られるとの結論に至った。

(3) これまでの研究の成果について

平成18年、原告は、それまでの研究の成果として、綾部氏及び干場氏とともに、「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」との名称で特許申請を行った（受理日：平成18年11月6日、出願番号：特願2006-299780）（甲53）。

同時に、原告は、上記の調査研究の結果、クロマルハナバチの研究をホテルの飼育に活かすことを考えた。原告は、クロマルハナバチが日本の河川敷におけるキーストーン種（中樞種＝生態系において、個体数が少なくとも、その種が属する生物群集や生態系に及ぼす影響が大きい種）、すなわち河川敷の多様な生態系を育む環境を作るという意味において生態系の

中心に位置する生物であるとの考えを持つに至った。

実際、クロマルハナバチの女王蜂を、ホタル飼育に利用していた「多機能バイオ用土」及び「蛍殖土」を敷いた木箱に入れ2か月ほど掛けて卵を産ませ、その木箱の土を施設水際の土に一部利用してその土に目印をおいて観察したところ、水中から上がってきたホタルの幼虫がそのままその目印に向かって進み、目印のところで地中に潜っていった。それまで原告が観察してきた水中から上がってきたホタルの幼虫は、潜る場所を探してあちこち徘徊し、なかには潜るまでに乾燥して死んでしまうものもいたことと比べて明らかな違いであった。その後の研究でも、その土を使用することでホタルの羽化する割合が3割程上がり、成虫も長生きすることが確認されている。

このように、クロマルハナバチの研究成果は、ホタルの飼育にも役立つものと分かり、ホタル飼育に欠かせない研究となっていった。

(4) ハチの研究が区の了解のもとに行われていたことについて

原告は、板橋区に対し、予めクロマルハナバチの研究の公益的な意義について説明しており、特段の予算付けはなされないものの、ホタル館での業務に支障がない範囲で利用することについて当初から板橋区の了解を得ていた。そして、能登町がそうであったように、対外的には、原告らの当該研究は板橋区の研究として認識されていた(甲54)。

しかも、クロマルハナバチを飼育する過程で、ホタルの飼育に利用できる用土が作られることから、後に、板橋区は、能登町にクロマルハナバチを提供していた武蔵野種苗園やイノリー企画から、その用土を無償で貰い受け、多大な利益を受けていた。具体的には、「板橋区事務事業評価表」

(甲55)から、平成23年の人件費を除く事業費について、3547万7000円の計画であったのに対し実績が3105万3000円と442

万4000円の減額であり，その主な要因が用土，ろ材他消耗品の購入費等の経費が453万9000円の減額となったためとされ，さらに翌24年もろ材購入の必要性が亡くなったとしてその予算が257万9000円の減額となっている。これを含め，平成22年から同24年までの間で少なくとも合計約800万円，従前ホタルの飼育に必要な幼虫の上陸用の用土やろ材購入のための経費を削減させるなど板橋区もその恩恵を受けていた（特に，ろ材として使用されていた「水質表製剤」や「水質調整ろ材（エーハイサブストラット）」の購入が不要となったことが経費削減に大きく寄与した。）。

そのため，原告によるクロマルハナバチの研究は，当初から板橋区の了解のもとで行われ，区の研究，区の事業の一環として行われていたもので，原告のホタル飼育に関連する職務として認識されていた。

かかる研究成果は各種報道媒体で取り上げられ（甲56），板橋区には，複数の大学や企業からハチの飼育に関する技術指導依頼があり（甲57の1，57の2，58，59，60，61），その都度，原告は所管課から指示を受けてその対応を任されたり（日本大学からの依頼に対する板橋区の回答（甲57の3）参照），また，農水省などの公的からは，夏休みの子どもたちに向けたイベントでホタルとともにクロマルハナバチの展示協力を求められて協力したこともあった（甲~~62~~）。

下記は，原告が作成して板橋区に提出し，所管課上司から承認をもら^{61-7-1と}っていた「業務実績報告書」に記載されていた，クロマルハナバチに係る企業，大学関係者等のホタル館訪問の実績等である。⁶¹⁻⁷⁻²

（日本大学の訪問）

平成24年12月4日（甲62の13，3頁）

平成25年1月23日（甲62の11，3頁）

同年3月28日（甲62の9，3頁）

同年5月27日（甲62の7，4頁）

同年8月15日（甲62の4，3頁）

同年9月20日（甲62の3，3頁）

（農林水産省）

平成23年3月3日 農水省生産局 高木（甲60の1，2頁）

平成23年3月4日 農水省 政務次官吉田（同上）

平成23年6月28日 農水省夏休みフェア展示（甲61の9，2頁）

平成24年10月8日 農林水産省 吉田副大臣（甲62の15，2頁）

（筑波大学・生命環境科学科）

平成19年8月31日 筑波大学生命環境科学（甲59の7，3頁）

平成19年10月28日 筑波大学生命環境科学

平成20年3月28日 筑波大学生命環境科学

平成21年2月25日 筑波大学生命研究科

（メディアとの関係）

平成21年4月17日 読売 クロマル

平成21年4月27日 NHK北陸

平成21年10月16日 サンデー毎日 南條

平成22年1月29日 NHK報道局科学文化部（甲60の15，4頁）

平成22年3月10日 NHK（甲60の13，9頁）

平成24年5月18日 サンデー毎日 南條（甲62の20，4頁）

2 能登町と板橋区との協力関係について

(1) 能登町におけるクロマルハナバチ事業の開始

ア 事業を始めた経緯（甲63）

能登町は、国内の農業の現場で広く利用されているセイヨウオオマルハナバチが「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」という。）に規定する特定外来生物として指定されて平成18年9月1日から使用制限にかかっていること、他方で、板橋区職員である原告及び共同研究者らが国産のクロマルハナバチの増殖法に関する研究を行い、上記特許申請をしていることに着目して、平成18年頃からクロマルハナバチの飼育生産を検討し、板橋区から協力を得られることを前提として試験飼育に取り組むことを決定した（事業主体は財団法人能登町ふれあい公社であり、その代表である理事長は能登町長である。財団法人能登町ふれあい公社については、以下、単に「ふれあい公社」という）。

そして、事業化にあたっては、生態系に悪影響を及ぼす輸入セイヨウオオマルハナバチに代わるものとして国産のクロマルハナバチを飼育生産して流通させ事業化することに成功できれば、日本の農業や生態系の保全に多いに貢献できるものであり公益的意義があることから、能登町は国の補助金を申請して事業展開をした。

イ 事業計画の概要

能登町は、上記事業を開始するにあたり、板橋区に接触して協力を求めた。板橋区としてはクロマルハナバチの供給事業自体をすることはできなかったため、クロマルハナバチを能登町に供給するのは民間の株式会社武蔵野種苗園（以下「武蔵野種苗園」という。）が担い、能登町は直接的には武蔵野種苗園からハチの供給を受け、武蔵野種苗園及び能登町は、板橋区職員である原告から技術協力・指導を受けて事業を実施するというスキームを構築した。なお、供給業者となった武蔵野種苗園は、

板橋区の長年の指定業者であった。

このスキームについては、能登町広報誌にも「この事業は板橋区ホテル飼育施設の特許を使用し、共同研究している(株)武蔵野種苗園（東京都）から女王バチを仕入れて能登町が生産、小泉製麻(株)（兵庫県）が販売を請け負うという形で進められ」る（甲64・広報誌5頁）と記載されているように、板橋区もこれを了解・認識していた。

（2）クロマルハナバチの飼育とホテル館との関係

ア クロマルハナバチ飼育とホテル館との関係

能登町が上記のように着目したのは、国産のクロマルハナバチの増殖法に関する特許であり、この技術を利用することによりクロマルハナバチの増殖が短期間に容易になると考えて取り組み始め、板橋区に連絡を取った。

イ 能登町からの接触

① 板橋区あるいはホテル館への来訪等

能登町から板橋区や原告に対する接触は平成18年の末から始まっている。

まず、平成18年12月22日、能登町中係長他2名が、クロマルハナバチの農業での活用法の件についてホテル館を訪問した（甲65の1）。

平成19年3月9日には、能登町山本助役外3名がクロマルハナバチの飼育の件でホテル館を訪問している（甲65の2）。その後の同年4月頃、研修・人材育成が必要ということで、能登町は職員を武蔵野種苗園に派遣して研修させている。

平成20年1月30日、能登町持木町長みずからホテル館を視察している（甲65の3）。

平成20年5月16日、ふれあい公社福地副理事長外2名がクロマルハナバチの件で来館した（甲66の1）。

平成20年7月29日、能登町持木町長が夜間公開鑑賞に訪れ、その後、板橋区坂本健区長も参加した反省会にも参加しており（甲66の2）、持木町長は板橋区坂本区長に対して、原告やボランティアらのいる反省会の場でクロマルハナバチ飼育事業への協力に対する謝意と今後の協力の継続を依頼し、板橋区坂本区長も「全面的に協力する」とこれに応じて固く握手を交わしている（甲67）。

平成20年9月21日、ふれあい公社田原所長がクロマルハナバチの件でホテル館を訪問している（甲66の3）。

当然、このような推移の中で、能登町は原告からの協力を得るために板橋区に文書での依頼もしている（なお、以下では現時点で原告の手元にある能登町関係の文書を提示するが、板橋区には能登町あるいはふれあい公社からのすべての文書が保管されている）。

平成20年5月1日には「在来種マルハナバチ飼育繁殖に關しての依頼」が能登町持木町長から板橋区坂本区長宛てに送られている（甲68）。この中で能登町長は「板橋区ホテル飼育施設における在来種クロマルハナバチ通年安定供給する研究は貴区のみが成功しています。クロマルハナバチ等の商業生産、実用化をする上で、板橋区ホテル飼育施設にご協力、お力添え無しには実現できません」とし、能登町は事業遂行のために、板橋区協力のもと原告の研究成果を利用することが不可欠であると申し添えて、能登町からの職員の派遣及び研修等の受け入れを要望しているのである。

② 平成21年試験飼育開始前の小括

平成21年から能登町はいよいよ試験飼育を正式に開始したが、上記のとおり、それ以前から板橋区及びホテル館を頻繁に訪問し、依頼文書

も送付する等、クロマルハナバチ飼育に向けての具体的に取り組みを開始していた。

特に平成20年7月29日の夜間鑑賞会後の反省会では、板橋区坂本区長と能登町持木町長が同席し、坂本区長は能登町の事業に関して引き続き協力を約束しているのであり、板橋区が能登町の取組を十分に認識し、これに賛同して協力する姿勢を明確にしていた（甲67）。

（3）事業開始前後の経過

ア 平成21年3月8日の合意書に至るまで

能登町は、平成21年4月1日からの試験飼育開始に向け、平成21年に入っていよいよ動きを一層活発にしていく。

平成21年1月19日には、ふれあい公社田原所長外2名がクロマルハナバチの件でホテル館を訪問している（甲66の4）。

平成21年2月9日には「能登町クロマルハナバチ試験飼育開始に向けての研修会開催について（ご案内）」と題する文書がふれあい公社からホテル館に宛てて出された（甲69）。

そして、平成21年2月17日には、「能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る研修会講師派遣について（依頼）」と題するふれあい公社から板橋区坂本区長宛ての依頼文が送られ（甲70）、この中で、能登町側は板橋区に対して、「日頃よりは、クロマルハナバチ試験飼育生産技術の取得に関しまして、多大なるご尽力とご協力を賜り心より感謝申し上げます」と謝意を表明し、同年3月8日に開催するクロマルハナバチの試験飼育に関する研修会の講師として原告の派遣を依頼した。

原告は、これらの一連の文書を踏まえて、ホテル館を主管するエコポリスセンター所長の決裁のもと、同センター川平係長（当時。以下、単に「川平係長」という。）からの指示を受けて、3月8日には、能登町ク

ロマルハナバチ試験飼育生産施設に赴いた（甲66の5）。

このような中で、平成21年3月6日には、能登町と武蔵野種苗園との間では合意書が交わされる（甲71）。

合意書の主要な内容は以下のとおりである。

「（目的）

第1条 本事業は、日本市場におけるトマト等果菜類の栽培に使用する質の高い授粉用クロマルハナバチ…を国内市場において安定供給することができるように、試験飼育生産、調査等を行うことを目的とする。

（試験飼育生産期間）

第2条 試験飼育生産にかかる期間は、最大で平成21年4月1日より平成23年3月31日まで…とする。」

なお、武蔵野種苗園が、この合意書によって能登町へ供給するクロマルハナバチは、能登町の職員が石川県で採取して提供をしたものを繁殖させたものであって、ホテル館がそれまで飼育してきた小諸市から採取したものと区別されるものである。

イ 平成21年3月8日の合意書以後

試験飼育が開始となってからも能登町と板橋区とのやり取りは続いていく。

平成21年5月8日には、能登町の佐野課長他1名がクロマルハナバチの飼育の件でホテル館を訪問した（甲66の6）。

平成21年7月15日、能登町は、板橋区に対して、環境問題に関する取り組みについて協力することを目的として「板橋区・能登町エコポリス協定」締結の提案をしている（甲72、73）。能登町の提案文書には、能登町の取り組みとして、ホテル館の協力により国産クロマルハナバチの試験飼育生産を行っていること、女王蜂の購入及び飼育生産し

た商品の購入について武蔵野種苗園及び小泉製麻と「合意書」を締結して業務を行っていることが記載されている（甲74）。

結局、当該エコポリス協定は締結に至らなかったが、当該協定締結協議における板橋区の担当者であるエコポリスセンター岩倉所長は、原告が区職員として能登町の事業のためにクロマルハナバチの飼育・生産のための技術提供・技術指導を行っていたという継続的な関係を捉えて「能登町と板橋区との歴史」とし、原告の能登町への支援を板橋区の支援であるとの明確な認識を示した上、能登町の提案したエコポリス協定を「クロマルハナバチに関する業務協定」にしようともちかけたという経緯がある（甲75）。

平成22年1月23日、ふれあい公社田原所長、中山氏がクロマルハナバチ飼育の件でホテル館を訪問した（甲76の1）。

また、平成22年3月2日付で「能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る技術指導の講師派遣について（依頼）」と題する文書がふれあい公社から板橋区坂本区長宛てに送られている（甲77）。もちろん、ここでの依頼講師は原告であり、原告はエコポリスセンター所長の決済のもと同川平係長の指示を受けて3月25日に講演を行っている。

平成22年4月28日、能登町の小川氏外2名がクロマルハナバチに関し、ホテル館を訪問している（甲76の2）。

平成22年5月10日付で「国産クロマルハナバチ試験生産技術取得にかかる研修生の受入及び指導について（依頼）」と題する文書が能登町長から板橋区坂本区長宛てに送られ（甲78）、この依頼を受けて、板橋区は、平成22年6月から8月までの3か月間、ふれあい公社職員2名を研修生として受け入れ、ホテル館で原告の指導のもとで研修することを認めた。

平成22年10月9日、ふれあい公社の2名がクロマルハナバチの繁

殖の件でホテル館を訪問している（甲76の2）。

平成23年1月29日 能登町佐野課長，小浦局長，田原クロマルハナバチ飼育施設長がホテル館を訪問している（甲76の3）。

平成23年3月8日付けで，能登町長から板橋区坂本区長宛てに，「国産クロマルハナバチ飼育生産技術取得にかかる研修生受入及び指導について（依頼）」とする文書が送付され（甲79），ホテル館での研修生の受け入れについてホテル館施設職員，つまり原告の協力を求めている（但し，この研修は東日本大震災によって中止となった）。

（4）武蔵野種苗園の撤退とイノリー企画の登場（甲80）

ア 武蔵野種苗園の撤退

平成23年3月31日，それまで能登町の事業のためにクロマルハナバチを供給してきた武蔵野種苗園は，当該事業から撤退し，能登町との合意期限が終了することになる。その原因は，武蔵野種苗園の経営事情によるものであり，平成22年末頃から撤退が検討され，平成23年3月11日の東日本大震災で同園の施設が被災したことにより決定的となった。

他方，能登町としては，クロマルハナバチの飼育事業を国の補助金を使って遂行しているということでもあり（甲81参照），立ち上げたばかりの農政や環境に良い事業を停滞させたくないという判断もあって，板橋区の協力のもと原告の技術指導を受けながらクロマルハナバチの供給業務を継続して担う主体を必要としており，武蔵野種苗園の撤退が検討されていた平成22年末頃から同園撤退後の後任を懸念事項としていた。

原告にもその相談があり，原告が板橋区の川平係長と相談した際には，板橋区においてクロマルハナバチを供給するという案も出たものの，結

局板橋区自身の手で供給事業自体を行うことは困難ということとなり、その結果、武蔵野種苗園の元パートで、それまで長年にわたりホテル館でボランティアをしていた駒野いづみ（以下「駒野氏」という。）が、個人事業「イノリー企画」として武蔵野種苗園の業務を引き継ぐことになった。

駒野氏は、能登町がクロマルハナバチの飼育生産事業のために多大な費用と人手、時間をかけていたことを承知しており、後任者が見つからないことでその事業が頓挫することは何としても回避しなければならないという思いや、ホテル館におけるホテル飼育のために当時武蔵野種苗園におけるハチの飼育で発生する抗菌性の高い用土が必要であり、ホテル飼育のために引き続きその用土が必要という思いもあって後任を引き受けたものであり、能登町及び板橋区からの依頼を受けて公益的に価値ある事業を担っているという責任感から、能登町へのクロマルハナバチの供給事業に取組んだという経緯である。

なお、イノリー企画は、平成21年7月のホテル館での鑑賞会で、駒野氏がオリジナルTシャツを販売し、板橋区へ寄付するプロジェクトを行おうとしたところ、板橋区から、個人名ではなく別の事業体として行うよう指示を受けたため、駒野氏が代表者となって立ち上げた事業体であり（なお、別訴状でイノリー企画の立ち上げた時期を平成22年と記載したが、後に、駒野氏の記憶間違いであることが発覚し、正確には平成21年7月である。）、その際には、正式に板橋区からTシャツ販売の許可を得ており、板橋区坂本区長もそのTシャツを購入している（甲82）。

そして、そのTシャツ販売以降、イノリー企画は全く活動の実態がなく、当時、駒野氏は純粋なボランティアとして、週3回程度ホテル館でハチ飼育等のお手伝い（具体的には、ハチの小箱の掃除、糖液の製造、ホタ

ル館来館者の案内その他掃除等雑用をしていた。)をする他に週2, 3回程度, 武蔵野種苗園でハチ飼育のアルバイトをしていたに過ぎない。

イ イノリー企画の引継ぎにあたっての費用の問題等について

後任当事者の問題だけではなく, 能登町からは, 平成23年4月1日以降のクロマルハナバチの販売単価引き下げの依頼があり(結局, イノリー企画は7, 350円/匹から引き下げられた単価4, 500円/匹で販売することとなった。), 他方, 板橋区側からは, ロイヤリティーないし施設使用料名目で500円/匹相当を能登町に請求するかどうかの議論があった。

能登町の事業を継続するためには, 原告による技術指導が不可欠であり, 板橋区が引き続き能登町に協力するにあたって, 板橋区職員である原告にその指導をさせることが予定されていたこと, また, 当初武蔵野種苗園を引き継ぐイノリー企画においてクロマルハナバチを飼育する場所がなかったためホテル館の場所を利用することが考えられていたことから, 板橋区担当者としては, 区の人的・物的資源を利用する以上, 何らかの費用を請求するべきではないかという話が出たのである。

当該500円を請求するか否かについて, 原告は, 板橋区川平係長と相談しており, その過程を能登町の担当者にメールで伝えている(甲83)。ただ, 最終的には, 板橋区としては, これまで原告のクロマルハナバチの研究のために何ら費用負担しておらず, また, 仮にイノリー企画が能登町へ供給するクロマルハナバチの飼育のためにホテル館を利用したとしても, 板橋区として費用負担が増えるわけでもなく, むしろ, クロマルハナバチの飼育によりホテル館は水道光熱費の削減の実績があり, 武蔵野種苗園からは用土をもらい受けることでホテル飼育のための用土購入費の削減など少なからぬ利益(上記第2の1(4)6, 7頁参照)が上がっていたことなどから, 経済的な負担の全くない板橋区が能登町に

対して費用負担を請求することは出来ないという結論に至った。

最終的に、原告は、川平係長から、坂本区長からの伝達事項として500円の請求はしないで能登町に協力してやってくれという連絡を受けている。

以上のとおり、板橋区は、武蔵野種苗園の撤退後イノリー企画が後任となって業務を引き継ぐことについて十分に認識し、これを前提に能登町に対する費用請求を検討していた経緯があったのであって、また、板橋区として能登町の事業に引き続き協力することを前提に、能登町と契約を結ぶイノリー企画がホテル館でクロマルハナバチの飼育を行うことをも認めていた。

もっとも、実際には、イノリー企画が能登町へ供給するハチ飼育のために、ホテル館を利用することはなかった。

というのも、東日本大震災の影響もあり、また急遽後任が決まったため、平成23年3月中は全く引継ぎがなされず、平成23年4月中頃から5月にかけて武蔵野種苗園からイノリー企画への引継ぎが行なわれたが、その頃、イノリー企画は、当該事業の理解者である不動産業を営む者から、ハチ飼育のために東京都板橋区成増1-28-9所在の物件を破格の待遇で提供を受けることができたため、武蔵野種苗園で飼育していたハチやハチの飼育に必要な小箱、大箱等を直接当該物件に移設し、同所においてハチの飼育をしていたからである。

なお、イノリー企画が能登町へ供給するクロマルハナバチは、能登を含む北陸一帯に生息する種であるのに対して、ホテル館で原告が研究のために飼育していたクロマルハナバチは、原告が長野県小諸市で採取し繁殖させた種であり、もともとDNAが異なるものであった。

(5) 平成23年4月1日付「売買契約書及び秘密保守契約書」の作成経緯

以上の経緯で、武蔵野種苗園の撤退後、イノリー企画がその後任となり、能登町ないし能登町ふれあい公社の求めに応じて平成23年4月1日付で「売買契約書及び秘密保守契約書」を締結した。

そして、原告の署名は、引き続き原告の技術指導等の協力を求める能登町ないし能登町ふれあい公社の要望に基づくものであり、原告が当該書面に署名するにあたっては、経緯を熟知している上司である川平係長（当時）と相談の上で、その了解を得て行なったものである。

また、「板橋区ホテル生態館館長」との肩書きは、板橋区が自ら原告を呼称する際に使用していた名称である（甲84）。

このように、板橋区は、武蔵野種苗園撤退後イノリー企画が後任となっても能登町の事業に対する協力を撤回したことはなく、原告が引き続き能登町に対する技術指導を行なうことを了解しており、原告は、武蔵野種苗園の事業を引き継いだイノリー企画に対しても、従前どおり、板橋区の了解のもと平成23年末まで技術指導を行ったのである。

具体的には、イノリー企画が飼育したクロマルハナバチを能登町へ送付するにあたり、原告がその個体に問題がないかの生態確認作業を行うという負担が主であり、その他能登町からホテル館に送られてきたクロマルハナバチ死亡個体について、その原因を調査し原因を究明し能登町へ回答すること等である。

かかる原告による生態確認作業や技術指導は、能登町が板橋区に対し、クロマルハナバチの飼育販売事業に取り組んだ当初から依頼していた協力内容そのものであり、板橋区が能登町へ約束していた協力の範囲内のものであることは言うまでもない。

もちろん、武蔵野種苗園の後任を引き継いだイノリー企画から、能登町へ供給するクロマルハナバチの飼育によってできる用土を継続してもらい受けて少なからぬ利益を受けていた板橋区は、かかる経緯を十分に熟知し

ていたものである（上記第2の1（4）6，7頁参照）。

なお，平成23年4月1日付「売買契約書及び秘密保守契約書」には，原告のなすべき行為について次のように記載されている（なお，甲がイノリー企画，乙が能登町の事業を担うふれあい公社，丙が原告である）が，いずれも，上記生態確認作業及び技術指導そのものであり，契約書に記載があるか否かを問わず，原告が板橋区の職務として当然に行うべき行為である。

「第4条 新女王蜂の再生産

（1）乙は，甲から購入した女王蜂が生育し，コロニーを形成し，製品として成り立ったコロニーが諸原因で販売が出来ず，余剰となった新女王蜂及びコロニーを事前連絡，確認の上，丙に送る事が出来る。

（2）丙は，乙で誕生した新女王蜂の個体を細部まで生態状態を確認し，交尾休眠に耐えうる個体のみ交尾確認及び休眠処理を施し，乙に供与する。別途費用面等を甲・乙及び丙の三者間で協議し，適時適正に判断し，話し合いで合意する。」

また，第4条（2）記載の「費用」を丙が負担したことはない。

したがって，当該書面に原告が署名したのは能登町ないし能登町ふれあい公社の要望にしたがったものであり，板橋区は当該文書の作成経緯及び内容を承知していたものであって，原告が当該文書によって能登町を騙したという事実はないことは明らかで，また，原告がイノリー企画に対して特段の便宜を図ったという事実はない。

（6）平成21年7月1日付の「業務提携契約書」の作成経緯

また，平成21年7月1日付の「業務提携契約書」であるが，これはそもそも平成23年4月1日の同日に交わされた文書であって，もちろん平

成21年のものではありえない。

この文書は、新しい契約の相手方としてイノリー企画が登場したため、能登町が、対外的に信用上の問題をクリアにするために要求したもので、原告は事前に上司である川平係長（当時）に相談し、その了解の上で作成したものに過ぎず、原告とイノリー企画との間に、かかる契約関係があったという事実はない。

したがって、当該書面を作成したのは、能登町ないし能登町ふれあい公社の要望にしたがったものであり、板橋区は当該文書の作成経緯及び内容を承知していたものであって、原告が当該文書によって能登町を騙したという事実はないことは明らかで、また、原告がイノリー企画に対して特段の便宜を図ったという事実もない。

(7) イノリー企画の所在地

また、駒野氏は、武蔵野種苗園の後を引き継ぐ際、その開業届を提出するにあたって、当時、駒野氏がボランティアとして活動していたホテル館の住所地を記載したに過ぎない。

そして、上記（（4）のイ）のとおり、そもそも、イノリー企画が後任に決まった当時は、板橋区においても、ホテル館で飼育することを容認していたところ、実際には、イノリー企画が能登町に供給するクロマルハナバチを飼育していたのは成増の物件であり、ホテル館がイノリー企画の活動拠点になったことはないのであって、かかる経緯に鑑みれば、駒野氏が、開業届の住所地にホテル館の住所を記載したことをもって、原告が特定業者に便宜を供与したことにはなりえない。

(8) 補足－平成24年以降のイノリー企画の活動について

結局、能登町のクロマルハナバチの販売事業は思い通りには進まず、平

成23年末をもって休止することとなった(甲85)。当然、能登町の事業のために、供給事業を引き受けたイノリー企画としても、クロマルハナバチ飼育事業は基本的に停止することとなった。

そして、平成24年以降、イノリー企画は、能登町へクロマルハナバチを供給するという当初の目的がなくなったことから活動は休止となり、その後、駒野氏は、元通りホテル館のボランティアとして、ホテル飼育やクロマルハナバチの研究等の支援を行うこととなった。

その後の同年5月22日、板橋区資源環境部大迫部長、同部環境課矢島課長らが、ホテル館を訪れ、原告同席のもと、イノリー企画代表者駒野氏、綾部氏らに対して、図面でビジネスモデルを示してクロマルハナバチ供給事業に関する提案を行った(甲86)。

大迫部長らの説明の内容は、当時、研究のために細々と行っていたクロマルハナバチの飼育を事業として展開するというものであり、イノリー企画にNPO法人を立ち上げてもらい、板橋区が同法人と協定を締結してホテル館施設を貸し出し、クロマルハナバチを飼育して販売するなどの事業による収益で、当時無償のボランティアとして研究の手伝いをしている駒野氏らへの人件費を賄おうというものであった。

この提案は結局具体化することはなかったが、かかる提案がなされた事実は、板橋区が、クロマルハナバチに関する事業におけるイノリー企画の役割を十分認識していたことを示すとともに、ホテル館で駒野氏らがボランティアとして意義ある活動をしていたと評価していた事実を示すものである。

第3 静岡県小山町とのやり取り及びホテル再生事業に関する前提事実

1 ホテル再生事業の経過

(1) 約20年間の実績

原告は、平成3年以降、地方自治体、企業や個人からホタル再生について相談を受けて協力を求められると、板橋区の下承を得て、区から現地に職員として派遣され、ホタル再生の技術指導を行ってきた。平成3年から平成24年までの22年の間に、原告がホタル再生の相談を受けて実際に技術指導を行い、生態水槽又は水路制作に携わった場所は約130カ所にも上る（甲87、88）。これには、発明料／特許使用料（以下、まとめて特許使用料という）を取得した案件と取得することなく支援した案件が含まれている。これは実際にホタル再生支援を実現した件数であるが、ホタル再生の実施にまで至らなかった相談や問い合わせを含めると、毎年約300件以上の相談や問い合わせを受けていた。

（2）特許取得

原告は、ホタル館において、5年以上は不可能と言われたホタルの累代飼育（世代交代）を10年以上継続して実現させてきた。板橋区ホタル館では、平成2年以降、毎年夜間公開を行ってきたこともあり、ホタル飼育に関する実績や評判が人々に知られ、民間団体や企業、他の自治体等様々なところからホタル飼育に関して、相談や依頼を受けるようになった。そこで、平成13年頃には、ホタル再生支援事業について、ノウハウを確立させ、他者からマネをされないようなシステムを構築することが議論され、原告の発明した累代飼育のノウハウを板橋区の特許という形に明確化することになった。そこで、板橋区は平成14年1月23日に発明者を原告とし、発明の名称を「ホタルの累代飼育システム及び方法」として特許申請をした。板橋区は、2007（平成19）年1月12日に特許を取得した（特許第3902476号、甲7）。

（3）特許使用料に関する費用の取り決め

板橋区は、これまで原告を通して無償でホタル再生支援を行ってきたが、特許出願後はホタル再生の技術指導について、一定の金銭を取得するか否かを検討することになった。板橋区は、特許出願後特許取得前までは発明料として、特許取得後は特許使用料として、ホタルの飼育のための生態水槽の製作について20万円、ホタル水路「せせらぎ」の製作について120万円をホタル再生支援の希望者から取得することを決定した。

ただし、平成3年以降、ホタル再生支援には公益目的が伴っていたこと、これまで無償で行ってきたところからも突如上記の費用を取得することは憚られたことから、平成14年1月の特許申請以前にすでにホタル再生の相談や協力を求められていたところからは、平成14年1月以降にホタル再生支援を行うことになったとしても、特許使用料は取得しないことが決定された。この決定は、板橋区のホタル館の監督部署、法規係、予算係などの間で話し合われ、決定されたことであり、原告の独断によるものではない。

原告は、ホタル再生支援に関する相談を受けると、平成14年1月以前にホタル再生の相談を受けたかどうかを確認し、相談を受けていることが確認された場合には、原告の上司に報告し、板橋区として特許使用料を請求することなく、再生支援が行われた。つまり、原告は、特許使用料を請求できる案件か否かは全て原告の上司に報告し、板橋区の了承を得たうえで、ホタル再生支援を行っていたのであり、原告の独断でなされたものではなかった。

平成14年1月以降、板橋区が特許使用料を取得してホタル再生支援事業を行った件数は25件であり、これを取得せずに支援協力が行われた件数は約40件である。なお、板橋区は、別訴において、特許使用料を徴収して行ったホタル飼育にかかる支援25件については公務として承認していたと明言している（平成26年（行ウ）第356号平成26年10月6

日付被告準備書面（１）１６頁）。板橋区が特許使用料を取得した件数が２５件あることは、２０１４（平成２６）年４月１５日の企画総務委員会において明らかとなり、被告自身も、人事課長も認識していたものである（甲８９）。

また、平成２２年１１月１日付の議会発言において、田中やすのり区議からのホタルの再生事業について「例えば学校でいうと大田区の矢口西小、葛飾区の堀切小、中央区の城東小学校、公園でいうと京都の宇治市植物園とか浅霞の滝の根公園というところもやっていますし、福生のほたる公園というところでもやっています。」という発言に対して、当時の資源環境部長が「学校や公園にせせらぎをつくり、蛍を飼育することについては今委員
がご説明していただいたように、既に板橋区の蛍飼育技術を用いて、他の
自治体とか区内の民間マンションなどでも実績がございます（下線は原告
代理人による）。技術的にはこういった面では可能でございます」と回答している通り、板橋区がホタル再生事業を実績として評価していることは、被告も参加する議会内で明らかにされている（甲~~90~~）。

123

（４）板橋区の承認のもとで行われたこと

また、原告は、板橋区から原告の業務について報告するように求められ、ホタル再生支援を行った場所や事業体をはじめ、現地調査や再生支援を行った日時について、ホタル飼育施設管理日誌を作成し板橋区に報告してきた（甲９１乃至１０５。これらは、原告が作成してきた日誌におけるホタル再生事業に関する記載の一部抜粋である。）。これらの日誌には、決済欄があり、所長、係長の捺印が押されており、責任者が内容を閲覧し確認していたことが明らかである。また、平成１４年頃からは、板橋区から要求されて、さらに業務内容を具体的に記載する業務実績報告書を作成して提出していた（甲５９乃至６２）。業務実績報告書にも所長、係長の決

済印を示す捺印が押されており、責任者が内容を閲覧し確認していたことは明らかである（甲59乃至61）。これらの日誌、報告書はいずれも、板橋区において書類のフォーマットを作成し、原告に交付したものである。また、エコポリスセンター所長や板橋区長あてにホタル飼育に関して原告の派遣依頼文等が多数届いていたのであり、当時主管課であったエコポリスセンターの担当者とFAXなどで連絡をとりあっていたことは明らかであって、板橋区において無償でホタル支援を行う場合があることは、当然認識したうえで承認していたものである（甲106乃至109、これらは原告が確認した依頼文等の一部である。）。

このように、板橋区は、様々なところからホタル飼育に関する依頼を受けており、原告を派遣のうえ、実際に飼育技術指導を行わせていたのであり、原告の独断でホタル再生支援事業が行われたという事実はない。板橋区の承認なく、全て原告の独断でホタル再生支援が行われたとの主張は、あまりにも虚偽に満ちており、原告を貶めるものである。

2 ホタル飼育技術指導における原告の役割

板橋区の特許を使用してホタル再生を希望する者は、板橋区に対して原告の職員派遣の依頼連絡文を送り、板橋区の下承を得て、板橋区が原告を派遣することとなっていた（甲106乃至109）。

もともと、ホタル再生には環境的な条件が必要であり、その場所がそもそもホタルの累代飼育に適していなければ、水路制作をしても無駄に帰することになる。そのため、原告はホタル再生の相談を受けると、板橋区の下承を得て、必ず再生場所の現地調査に赴いた。ホタルの再生、累代飼育には、環境土壌とその中に生息する細菌類の活性化、さらにそれに接する飼育水が大きな役割を果たすため、再生の前提となる環境を確認する必要があった。

原告は、試行錯誤を重ねつつ、ホタル再生を実施する際、その土地の環境

に適した土を、その都度現場で複数の種類の土を調合するなどしてきたが、平成14年には、株式会社広瀬（以下「㈱広瀬」という。）と共同して、ホテル再生のために適した①多機能バイオ用土、②螢殖土（ほうしょくど）を開発した（甲110）。この①多機能バイオ用土及び②螢殖土の特許は、㈱広瀬が取得した。原告は、これらの土を開発した後は、ほとんどの場合ホテル再生支援を行う際にこれらの土を使用した。

原告は、ホテル再生場所で、植物、磁場、水の流れ、土壌、水質を確認し、人がホテル鑑賞するのに適しているか、安全であるか、交通の便などを確認し、その場所の土壌、水質を調査し、その特性に合わせて必要な濾材の種類、量を決定した。その際、①多機能バイオ用土、②螢殖土の成分配合もその場所の特性にあわせて調整すると、株式会社広瀬に依頼して、標準的な成分割合よりも特定の成分を高く又は低くするなど指示を出して、その土地にあった①多機能バイオ用土や②螢殖土を、いわばオーダーメイドする。さらに水路を制作する時は、必要な濾材をどの場所にどのように配置するかを現場で指示して配置した。

このように、原告の細やかな指示や関与のもとで、ホテル再生のための水路が制作された。つまり、板橋区の特許である「ホテルの累代飼育システム及びその方法」は、原告が、ホテル再生場所の特性を考慮して、必要な材料の種類と量を決定し、実際に現場でそれらをどのように配置するかを指示しなければ、実現させることができないのである。ここに、原告が派遣されることの必要性があった。

3 有限会社ルシオラがホテル再生事業に関わるようになった経緯

板橋区はホテルの累代飼育システムと方法に関して特許権を所持しており、特許を使用させる際には特許権実施料を取得していたが、実際に、特許を利用してホテル水路を制作するには材料を準備し、水路制作を行う人員を獲得

するなど、実施面での事務作業や人手を要した。しかし、板橋区はこれらの人員や作業を提供することはできないので、必然的にこうした再生支援にかかる裏方作業を担う役割が必要とされた。そして、板橋区が特許を出願して、ホタル再生支援事業に本格的に取り組んでいく中で、石塚前区長や板橋区の有力者である中村一雄氏などと再生支援の裏方を担う企業は、民間企業よりも大学のベンチャー企業がよいのではないかとの議論がなされ、ホタル再生支援事業を担う母体が新たに創設されることとなった。このような経緯のなかで、有限会社ルシオラ（以下「ルシオラ」という。）は、平成15年12月25日に茨城大学のベンチャー企業として設立された（甲111乃至112）。ルシオラが当初からホタル再生支援事業の裏方を担うことが予定されていたことは、板橋区の原告の上司ももちろん知っていた。

ルシオラの事業内容は、ホタル等動植物の再生に関する企画及びマネジメント、河川、池及び湖沼等の浄化に関する企画及びマネジメント、用土・資材などである（甲112）。設立当初は、茨城大学稲垣照美助教授が代表者を務めていたが、平成21年に体制が変わり、深田芳恵氏（以下「深田氏」という。）が代表者となった（甲113）。なお、原告は、ルシオラ設立後現在に至るまで、ルシオラの役員になったことはなく、ルシオラから金銭を受領したこともない（甲112乃至114）。

ルシオラは、平成16年10月から、板橋区のホタル再生支援を物的・人的供給の側面でサポートしてきた。すなわち、ルシオラは、地方自治体、企業や個人が板橋区の特許を使用してホタル再生を希望する場合に、複数の業者から生態水槽、水路制作のために必要な材料を調達して、ホタル再生の依頼元に供給し、水路制作のための人員の手配をし、依頼元が板橋区の特許を使用したホタル再生を実現できるようにしてきたのである。平成16年10月以降、ルシオラが板橋区のホタル再生支援に関わった件数は約40カ所である。

ルシオラは、(株)広瀬との間で、(株)広瀬がホタル館に提供する場合を除いて、①多機能バイオ用土及び②螢殖土を独占的に販売することを合意し、ルシオラが(株)広瀬からこれらの土を仕入れ、ホタル再生希望者に対して供給してきた。また、ルシオラでは、ホタル再生事業に必要なその他の濾材についても全て取りそろえることができる企業であったため、ホタル再生を希望する者にとって、ルシオラとの接点は重要であった（甲110）。

4 原告が小山町のホタル再生に関わり水路整備に至った経過

平成10年4月8日、小山町職員と町民が5名、ホタル館を訪れた（甲115・11頁）。原告は、同人らから、かつて小山町では至るところでホタルが見られたが今では消えてしまったので、ホタルを再生させたいとの相談を受けた。この相談を受け、当時板橋区の緑化教育指導員であった大平武久氏が、小山町を現地調査に訪れた。しかし、このときは予算等の問題があり、ホタル再生事業を実現させるまでには至らなかった。

平成23年9月29日、原告は、当時の上司であった川平係長から、静岡県小山町の込山町長他1名が、ホタル館を訪問したいと言っているから対応してほしいと連絡を受け、急ぎよ対応することとなった（甲116-1）。原告は、込山町長からマニフェストでホタル再生を謳ったので、翌平成24年にはホタルを飛ばせるようにしたいとの相談を受けた。このとき、原告は、以前小山町関係者が相談に来たことを覚えていたので、込山町長に対し「以前に相談に来られたことがありますよね、それならば、特許使用料120万円はかかりません」と説明したうえ、来年にホタルを飛ばせることはできると伝えた。小山町は特許使用料120万円がかからないことに安堵した。

原告は、川平係長から実施料を取れるか確認を受けたが、以前から交流のあるところなので取れない旨を伝えると、川平係長は残念そうな発言をしたが、了承した。原告は、現地調査へ出向く日程を調整し、川平係長に報告し、

了承を得た。平成23年10月13日、原告はルシオラの深田氏らと共に小山町を訪れた。小山町から5か所のホタル再生候補場所を案内され、どの場所がホタル再生に適した場所であるかを確認した(甲116-2, 117)。

深田氏は、ホタル再生の水路制作における必要な材料は他では手に入らないものが多く、ルシオラで一手に取り扱っているため、ルシオラが必要な材料を供給していることを小山町に説明した(甲110)。また、ルシオラが水路制作作業に必要な人員を調整することも説明し、小山町はこれを了解した。

小山町は、ルシオラとの間で以下の通り、業務委託契約を締結した(甲118)。

委託業務：「平成23年度 多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託」

履行期間：平成24年2月1日(着手)～平成24年3月21日(完了)

業務委託料：659万4000円

また、小山町は、町長名義において、板橋区長あてに、「平成23年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託事業に伴う職員派遣について(お願い)」を作成し、「以前から交流のある阿部宜男様の職員派遣をご配慮いただき」たい旨の派遣依頼文を送付した(甲119)。これにより、板橋区は原告を平成24年2月26日、27日に小山町に派遣することを決定し、原告は、現地に出向き、小山町多目的グラウンド脇において、ホタル水路制作を指揮した(甲116-3乃至5, 61-1)。ホタル施設管理日誌、業務実績報告書にも記載があり原告が報告し、所長、係長等が決済欄に捺印をしているお通り、板橋区でももちろんのこと、原告の派遣を承認していたのである(甲116-3乃至5, 61-1)。

さらに、小山町からの要請で、ホタル水路を制作した後に、小山町から提供された一式の書式のなかに「業務代理人等通知書」があり、これの記載を

求められた。そこで、業務代理人の欄には「代表」「深田芳恵」とし、主任技術者の欄には「板橋区ホタル生態環境館館長」「阿部宣男」と記載した（甲120）。これは、上記委託業務を実施する際に、実際に誰が製作を監督するかを示す内容であり、多目的グラウンド脇ホタル水路整備にあたって、技術の指揮監督をするのは原告であるということを示すものであり、この文書をもって原告がルシオラの主任技術者であることを示すものではない。

平成24年5月10日、原告は、小山町からホタルの飛翔に関する文書の提出要請を受けたため、小山町に対して「ホタル飛翔に関する事項[最低五年間]」を交付した（甲121）。なお、この文書には、原告が特許権使用料を免除する旨の記載はなく、ホタル飼育技術支援を行ったため、ホタル水路制作後も小山町でのホタル飛翔に協力することを述べたものである。

5 懲戒処分理由の不当性

以上のとおりであるから、板橋区の説明した小山町及びルシオラに関連する懲戒理由は、いずれも事実と反することは明らかである。

(1) 処分理由① 小山町水路整備にあたりルシオラを紹介した点

板橋区は、原告に対する処分理由において、「あなたは、…静岡県小山町で施工された『平成23年度…ホタル水路整備』において、有限会社ルシオラを紹介し施工させることにより、同事業者に利益をもたらした。」と指摘する。

しかし、ホタル再生のための水路制作には、材料、制作のための人員を確保する必要がある。板橋区の特許を使用するとしても、板橋区がこうした材料の手配や人員の調達を行うものではないため、他の業者がホタル再生希望者に対して、材料等を手配することは不可避である。材料の調達や人員の確保した結果として業者が利益を得ることは、経済活動として当然の作用である。そして、ルシオラは、ホタル再生事業に必要な材料の提供

等の裏方を担うために設立された。このことは板橋区ももちろん認識していたし、その結果、多数のホテル再生支援事業に携わり、現に、小山町がホテル再生を実現するためにもホテル再生に必要な材料や人員を小山町に供給した。しかも、ルシオラは必要な材料の一部を独占的に販売し、必要な濾材等を全て取りそろえることができる業者であったのであるから、ルシオラは再生希望者にとって必要な事業体だったのである。

したがって、ルシオラが小山町と業務委託契約を締結し、必要な材料や人員を手配して利益を得たことを原告の懲戒免職理由とすることは明らかに合理性を欠く。

なお、当該処分理由では、原告が小山町のホテル再生事業をルシオラに施工させたかのように記載されているが、正しくない。小山町のホテル再生の水路制作の業務委託契約の主体は、あくまでも小山町とルシオラである。小山町がホテル再生事業を実施のため、材料を揃える必要性から必要な材料を提供できるルシオラと「平成23年度多目的グラウンド脇ホテル水路整備委託」の委託業務契約を締結したのである。

よって、当該処分理由は、いかなる意味において原告の懲戒処分を基礎づけるのか全く不明であり、懲戒処分の理由たり得ない。

(2) 処分理由② 小山町の水路整備に携わった点等

板橋区は、原告に対する処分理由において、原告が「同事業者（代理人注：ルシオラ）から静岡小山町長宛に提出された『業務代理人等通知書』には、同事業者の主任技術者と記載されて同水路整備委託に携わっていた。」と指摘する。

しかし、既に述べた通り、板橋区の特許を使用してホテル再生を実現するためには、その場所がホテル再生に適した環境かを判断するため、その場所の植物、地場、水の流れ、土壌、水質等を確認し、その場所の特殊性

によって、材料の種類と量を決定し、①多機能バイオ用土、②螢殖土の配合成分をも調整しなければならない。現に、小山町は富士山のふもとにあり、もともとその土の成分として鉄分が多かったため、原告は、①多機能バイオ用土、②螢殖土の鉄分を少なくするよう(株)広瀬に注文している。そして、原告は、水路制作の際は、実際に現地で、どのように濾材を配置するかを指示し、現場の指揮監督をしたのである。

このように、板橋区の特許を使用してホタル再生の水路制作を実現させるには、原告の存在が必要不可欠である。

板橋区は原告を板橋区の職員として、ホタル再生支援のために小山町に派遣し、原告が小山町のホタル再生に携わることを承認しているのであるから、原告がその場で指揮監督することは、板橋区の職務の一貫として行うものである。原告は、口頭かつ文書においてかかる業務内容を報告して、所長や係長の承認を得ていたものであり、何ら問題視されるべきことはなかった。

ルシオラが小山町から求められて作成した「業務代理人等通知書」に原告を主任技術者と記載することは、いわば、特許内容の実現のために原告が果たす役割を明確化したにすぎないし、これをもって、原告がルシオラの主任技術者として雇用されたり、役職を得ていたことを示すものではないから、兼業許可を取る必要性もなかった。

よって、処分理由②も、原告の懲戒処分として明らかに合理性を欠いている。

(3) 処分理由③ 無断で小山町の特許実施料金を免除したとの点

板橋区は、原告に対する処分理由において、原告が「上司の判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、『板橋区ホタル生態環館 阿部宣男』として、平成24年5月10日付文書で

静岡県小山町宛てに『ホテル飛翔に関する事項〔最低五年間〕』を提出し、区に歳入するべき特許実施料金を免除する旨を約束した。」旨指摘する。

しかしながら、上述の通り、板橋区は、平成14年1月23日に特許出願して、特許使用料を取得することになったものの、平成14年1月以前にホテル再生の相談を受けた者からは特許使用料を取得しないことを決定しており、これまでも様々なところで、無償で多数のホテル再生支援が行われてきた。平成14年1月以前に相談を受けていたために特許使用料を取得せずにホテル再生に協力している事例は、小山町を含め30件以上ある。原告が技術支援を行った箇所は、全て口頭かつ文書でその当時の上司等に報告しており、所長や係長もホテル施設管理日誌や業務実績医報告書の決済欄に捺印している通り、もちろん板橋区はこれを承認していた。原告は、これまで報告を行ったことに対して、懲戒処分を受ける以前に、上司等から無償で行っているか否か等について疑問を持たれた追及を受けたことはなく、注意や指導を受けたことは一切ない。

そして、小山町は、平成10年4月にホテル館を訪れてホテル再生を相談していたため、特許使用料を取得しないことになったのである。このことは、原告が、平成23年10月13日に事前調査に行く前に板橋区に報告し、区が原告に派遣を命じていることから、板橋区が認識・了解していたことは明らかである。

原告は、これらのホテル再生支援について、全て板橋区の了解を得て、板橋区の職員として派遣され、生態水槽、水路制作の技術指導に携わっている。板橋区の下承なしにこのようなホテル再生支援を実現することは不可能であって、板橋区が特許使用料の取得に関し、特許取得以後も無償で行うことがあることを了解していたことは明らかである。

よって、原告は「上司に判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がない」にもかかわらず、小山町に特許使用料は発生しないと

説明したものではなく、明らかに事実に基づかない摘示である。

原告は、平成14年5月10日付の「ホテル飛翔に関する事項[最低五年間]」において、「板橋区と特許に関わる契約が必要となりますが、小山町とは特例として契約はしてなくても契約しているのと同等若しくは同等以上の環境を構築致します。」と述べているが（甲121）、これは、板橋区の平成14年1月以前に相談を受けた者からは、発明料／特許使用料を取得しないという決定に基づくものである。よって、原告が原告の独断で特許使用料を「免除」したものではない。また、この文書において「免除する」という記載はない。

小山町も、平成24年2月3日付の職員派遣のお願いという文書において「以前から交流のある阿部宣男様の職員派遣を御配慮いただきますようお願い申し上げます。」（下線部代理人）と述べているのであり（甲119）、これは、小山町が平成10年にホテル館を訪れてホテル再生を相談していたことを意味するのである。

以上から、原告が、板橋区的意思決定を経ることなく、特許実施料を免除した事実は存在しない。

第4 被告の抗弁が認められないこと

1 はじめに

被告は、原告が能登町のクロマルハナバチ飼育販売事業に関し、①能登町を欺く詐欺などの犯罪行為を行った（第1・2のア、エの表現行為）、②特定業者に便宜を供与した（第1・2のイ）、及び、静岡県小山町その他被告において行われたあらゆるホテル再生事業に関して、③板橋区不了解なく原告の独断で行われた不正があった（第1・2のウの表現行為）、との事実を摘示したことについて、公共の利害に関する事柄について公益的な目的に基づいて行なったことであり、また、摘示した事実は真実であると主張する（被

告準備書面（３）第２・２（４）ア（ア））。

また、被告は、自身の表現行為が、民主主義社会において尊重されるべき政治行為であって、公正な論評として許容されると主張する（被告準備書面（３）第２・１）。

しかしながら、上記第２，第３で詳述したとおり被告の上記摘示事実はいずれも事実と異なり、事実と信じたことについて相当とは言えず、また、かかる表現行為は公正な論評として許容される余地もない。

以下、被告の名誉毀損表現において摘示された事実毎に、詳述する。

２ 第１・２のア，イ，エの表現行為について

（１）摘示事実が事実と異なること

上記第２で詳述したとおり、能登町を欺く、詐欺などの犯罪行為を行なったという事実はなく、原告がイノリー企画に対して便宜供与を行なったこともない。

すなわち、被告は、能登町を欺いたとする根拠として、①原告が、板橋区ホテル生態環境館館長という肩書きを用いて、②平成２１年７月１日付けイノリー企画との業務提携契約書、及び③能登町との売買契約書及び秘密保守契約書を締結した事実を挙げるが、板橋区が区として能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業に協力してきた経緯や、板橋区の協力行為における原告の役割、②及び③の契約書のいずれも能登町がその作成を要望してきたことを踏まえれば、原告が能登町を騙したなどという被告の摘示した事実が、実態とはかけ離れたもので、全く真実性を満たさないものあることは明らかである。

そもそも、原告が能登町を騙したなどという奇天烈な主張は、板橋区さえもしていない。

また、武蔵野種苗園の事業撤退を受けて、能登町の事業が頓挫しないよ

うに、能登町の事業及びこれに協力する板橋区のために、イノリー企画が後任を引き受けた経緯からして、原告がイノリー企画に不当に便宜を供与したという被告の摘示した事実も、実態とかけ離れ、全く真実性を満たさないものであることも明らかである。

(2) 事実と信じたことが相当ではないこと

被告の摘示事実が真実性を欠くことは明らかなが、事実であると信じたことについて、相当であるとも認められない。

というのも、原告は、板橋区に対して、板橋区から懲戒処分を受ける直前に、自身の主張について資料を示して詳細に述べる平成26年3月22日付「意見書」（甲30）を提出して事実関係を全面的に争う旨自身の立場を表明した上、懲戒処分直後の同年4月3日に記者会見を開いて当該「意見書」及び添付資料を配付して事実経過を明らかにし、さらに、同年6月5日に事実誤認等を主張して懲戒処分の取り消しを求めて訴えを提起し（甲122）、同日、再度、記者会見を開いて自らの主張を正々堂々と公にしていた。

このように、原告と板橋区との間に事実関係の争いのあることが公知となっている状況において、板橋区の区議会議員という、事実の調査・確認が容易にでき、かつ、社会的な多大な影響力を有する立場にある被告としては、公然と争いのある事柄に言及する際には、当然ながら、一方の言い分のみを盲信することなく両当事者の言い分を確認すべきであり、特に自治体対個人という構図においては、個人の言い分にこそ丁寧に耳を傾けるべきであって、それが区民の代表たる区議会委員の社会的義務である。

にもかかわらず、被告は、元区の職員であり一区民に過ぎない原告個人を特定し標的にして、報道機関や裁判手続等において正々堂々と事実誤認を主張する原告の言い分をほとんど全く確認することなく、一方当事者で

ある板橋区の主張にもつばら依拠し、被告以外誰も主張していない、板橋区さえも主張していないような事実、つまり上記のとおり原告が能登町を騙した犯罪者であるかのような事実を、インターネットという伝播性の強い方法で繰り返し摘示しているのである。

すなわち、被告は、原告が「犯罪者」ないし「犯罪者」である疑いがあるなどという、原告の社会的信用を著しく陥れるような事実を公然と摘示するにあたり、当然に尽くすべき事実の確認を怠ったことは明らかである。

したがって、被告が摘示した事実を、真実であると誤信したことについて相当性があるとは認められない。

(3) 公正な論評にも当たらないこと

また、被告は、原告が①特定業者に便宜を供与した、②能登町を欺く詐欺などの犯罪行為を行ったとする、自身の表現行為（被告準備書面（3）第2・1（2）ア）が公正な論評であることの根拠を縷々説明する（被告準備書面（3）第2・1（2）ウ）。

しかし、上記（2）で指摘したとおり、板橋区の区議会議員という立場にある者が、一区民である個人が「犯罪者」ないし「犯罪者」である疑いがあるなどという、社会的信用を著しく陥れるような事実を公然と摘示するにあたっては、個人の言い分に丁寧に耳を傾けるべきであり、かかる事実の確認を怠り、原告が別訴で係争中である対立当事者の板橋区の主張を盲目的に取り上げるような表現行為は、到底公正な論評とは言えない。

しかも、被告が公正な論評と主張する論拠は、おおよそ以下のとおりであるが、いずれも合理性の欠けるこじつけに過ぎない。

- ① 原告が板橋区で実在しない「板橋区ホテル生態環境館館長」との名称で能登町ふれあい公社との平成23年4月1日付「売買契約書及び秘密保守契約書」に署名押印したことをもって、能登町を騙す「詐欺」

を行なった。

② イノリー企画との「業務提携契約書」の作成日付が平成21年7月であることと当該業者の設立時期（上記のとおり、別訴当初は平成22年7月と記載したが、駒野氏の記憶違いであり、後に平成21年7月であると判明。）について整合しないことをもって、能登町を欺く詐欺、文書偽造を行なった。

③ 板橋区の懲戒処分の理由をもって、イノリー企画に便宜供与を行なった。

まず、上記①について、「板橋区ホタル生態環境館館長」との名称は、板橋区自身が原告の名称として使用しているものであり、これを使用したことをもって、契約相手方を騙す根拠となり得ないし、そもそも、上記のとおり、当該書面を作成したのは、能登町ないし能登町ふれあい公社の要望にしたがったものであり、板橋区は当該文書の作成経緯及び内容を承知していたものであって、原告が当該文書によって能登町を騙したという事実はないことは明らかである。

そして、上記②のイノリー企画との「業務提携契約書」については、原告は、「意見書」（甲30）や別訴の訴状（甲122）において、イノリー企画が武蔵野種苗園の事業を引き継ぐにあたり、対外的な信用上の問題をクリアーするためという能登町側の要請を受けて、作成日付を平成21年7月1日に遡って作成した書面であると主張するものである。

したがって、当該「業務提携契約書」の作成趣旨、経緯を踏まえれば、作成日付が平成21年7月1日であることと、イノリー企画の設立時期（訴状では平成22年7月）に関する原告の主張、説明は完全に整合するものであり、能登町を騙す犯罪行為を行なったことという評価は成り立ち得ない。

そして、かかる原告の言い分は、板橋区の区議会議員の立場にある被告

にとっては、容易に確認可能なものであるはずである。

にもかかわらず、被告は、例えば、「『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2010年で阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した」（下線部原告代理人）という板橋区の「広聴広報課報道グループ」がまとめた報道（乙10）のうち、「などと主張した」という部分を悪意を持って意図的に切り取り、実際の原告の言い分を全く確認することなく、原告の記者会見の資料の一部（乙9）との単純比較により、「犯罪の証拠」、「まるで、詐欺です」と口を極めて原告を陥れる言動を行ったのである。

そもそも、存在しない業者との契約関係を仮装して、能登町を騙したなどという主張は、前述のとおり、板橋区ですらしていないにもかかわらず、である。

かかる被告の表現は、悪意を持って意図的に原告の主張の一部を切り取り、原告を能登町を欺く犯罪者とする独自のストーリーを描くものであって、合理的な推論とは到底言えない。

また、上記③については、原告が別訴で主張している、能登町が板橋区の協力の下でクロマルハナバチの飼育販売事業に取り組んでいたこと、及び原告が被告職員として能登町の事業に協力してきた経緯を一切無視し、現に別訴で争っている対立当事者である板橋区の主張のみを真実と決めつける偏った表現であって、公正さの欠片もない。

以上のとおり、被告の表現行為は、上記（2）で指摘したとおり、被告の立場や表現対象、表現内容に鑑みれば、事前に尽くすべき事実確認を怠ったものであり、その推論は、合理性の欠片もなく、原告を犯罪者と決めつけて、一方的かつ極めて悪質な方法で、原告個人を攻撃し、その評価をおとしめるものであり、何ら正当な政治活動に当たらず、公正な論評とは

到底言えない。

3 第1・2のウの表現行為について

(1) 摘示事実が事実と異なること

第1・2のウの表現行為における，“原告がかかわった他団体のホテル再生事業がいずれも板橋区は公認しておらず，原告の独断による”という摘示事実は，第3で述べた通り，誤っている。

まず，小山町における再生事業は，上述の通り，小山町長から板橋区長にあてた公文書で原告の派遣依頼がなされており（甲119），原告は，小山町にかかる再支援業務について口頭かつ文書で上司等に報告しており，小山町に対するホテル再生支援は，板橋区の承認のうでなされていたものである（甲116-1乃至5，61-1）。小山町が平成10年にホテル館を訪問しており，平成14年1月以前から交流のある自治体であることも，板橋区は認識していたものであり（甲115・11頁），平成14年1月以前から相談等を受けたことのあるところからは特許使用料を取得しないことは板橋区の決定であった。したがって，小山町から特許使用料を徴収しないことも，板橋区の承認に基づくものである。

つぎに，上記表現行為は，再生事業全てが板橋区の公認なく原告の独断によるものであると指摘するが，板橋区は25件について特許使用料を取得しており，これらについて板橋区の業務であることを述べているほか，業務であることを当然の前提としている（（平成26年（行ウ）第356号平成26年10月6日付被告準備書面（1）16頁））。平成22年11月1日付の議会発言においても，田中やすのり区議からのホテルの再生事業について「例えば学校でいうと大田区の矢口西小，葛飾区の堀切小，中央区の城東小学校，公園でいうと京都の宇治市植物園とか浅霞の滝の根公園というところもやっていますし，福生のほたる公園というところでもや

記者会見で配布された資料によっても、小山町への再生支援事業が原告の独断に基づくと信じる合理性はない。ましてや、上述の通り、板橋区は議会内でもホテル再生事業を他の自治体等で行っていることを自認する発言をしているのであって、ホテル再生事業が全て原告の独断によるものであることを根拠づける情報や資料は存在しない。したがって、被告がホテル再生事業は全て原告の独断によるものであると信じることについて合理性は全くなく、相当性は認められない。

(3) 公正な論評にも当たらないこと

そもそも、第1・2のウの表現行為は、被告が事実に対して評価を加えたものではなく、ホテル再生事業が全て被告の公認に基づかず原告の独断で行われたという事実を述べているから、論評にあたらないことは明らかである。仮に、論評にあたるとしても、被告の表現行為は、“原告による独断である”と断定的に決めつけているのであり、ホテル再生事業の実態がどのようなものであったのか疑念や疑惑を提示して、真実を究明するための調査を求める趣旨の政治活動とは受け止められない。しかも、上記の通り、当該表現行為は、被告が参加する議会における被告自身や板橋区の発言内容にも正面から矛盾する内容であり、合理的な推論とは到底認められないのであって、被告の歪んだ偏見に基づく原告に対する人身攻撃にも匹敵するものである。したがって、当該表現行為は、およそ公正な論評には該当しない。

4 まとめ

以上のとおり、能登町を欺く、詐欺などの犯罪行為を行なったという事実はなく、原告がイノリー企画に対して便宜供与を行なったこともなく、また、板橋区の了解なく独断で静岡県小山町その他でホテルの再生事業を行なった

という事実もない。

したがって、被告の摘示した事実はいずれも全く実態とかけ離れた虚偽虚構であり、原告の社会的信用、評価を不当に陥れるものである。

また、被告は、原告が上記①乃至③の事実を摘示した自身の表現行為（被告準備書面（3）第2・1（2）ア）が公正な論評であることの根拠を縷々説明するが（被告準備書面（3）第2・1（2）ウ）、その論拠は合理性のないこじつけや、原告が別訴で係争中である対立当事者板橋区の主張を盲目的に取り上げるものであり、到底公正な論評とは言えない。

以上